

農林振興事務所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年十一月三十日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第二十五号

農林振興事務所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則

農林振興事務所長に対する事務委任規則（平成十四年三月奈良県規則第四十七号）の一部を次のように改正する。

第二号中「第八条第一項又は第二項」を「第十七条第一項」に改める。

附 則

この規則は、平成三十年十二月一日から施行する。